

基本事項

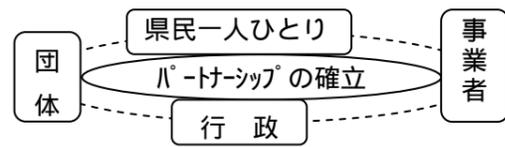
はじめに

- (1)「参画と協働」とは
「参画と協働」の2つの場面
・県民と県民のパートナーシップ
(地域社会の共同利益の実現)
・県民と県行政のパートナーシップ
(県行政の推進への参画と協働)
市町との役割分担
- (2)議会と知事の関係
- (3)参画と協働の背景
社会の変化(「新しい公」)
県政の歩み(阪神・淡路大震災)

1. 趣旨

- (1)目的と性格
参画と協働に関連する施策を展開する基本となる
指針:地域づくり活動の拡がりに向けた基本的な支援の考え方を明らかにする
計画:県行政への参画と協働の推進に向けた基本的な考え方を明らかにする
- (2)運用
・平成 23~27 年度を期間とし、参画と協働の推進状況や社会情勢の変化等を踏まえ必要に応じ見直し
・展開方針(施策体系)の作成
・年次報告の作成

2. 基本的考え方

- (1)参画と協働による兵庫づくり
「新しい公」を担う、県民主役の地域づくり、県民主役の行政手法への転換
- (2)各主体の役割と連携

- (3)展開にあたっての3つの視点
「分かりやすさ」が基本
県民主役の展開
県民の自律的な取り組みが継続的に展開されるための支援、環境整備
過程(プロセス)の共有
多様な主体が議論し、試行錯誤しながら実践する双方向性の過程を重視
相互信頼のネットワーク
お互いの特色や違いを認め合い、支え合い、触発し合うネットワーク

市町と県の方向性の共有、情報交換とそれぞれの特性を生かした取り組み

3. 地域づくり活動の支援の方向(地域づくり活動支援指針)

新たな活動を生み、育む	地域づくり活動に関する情報を分かりやすく提供し、相談に対応	・支援策や先進事例、人材等の情報を提供 ・コラボネットの内容拡充(各種支援情報の収集、発信) ・活動の特性等に応じた相談体制
	多世代の参画を促し、人材の裾野を拡大	・きっかけづくり、ガイドブックを用いた普及啓発 ・限られた時間でも活動できる身近な場の提供、周知 ・団塊世代の地域社会参加支援 ・地域住民と学校による若い世代の地域教育や体験学習 ・企業、大学等の専門性を生かした活動の支援
	実践活動につながる知識や技能の学習機会を充実	・地域団体やNPOとの連携による学習機会の提供 ・学んだことを実際の現場で生かせる仕組みの充実
活動を高め、支える	活動が主体的に継続されるための支援	・県民主導で企画・実施・評価し地域実情に応じて支援 ・財政的支援のメニュー化等、状況に応じたニーズに対応
	既存施設を活用した身近な活動の拠点づくりを支援	・地域住民との協働による維持管理等、施設の有効活用 ・空き店舗、地元企業の空き施設等の地域への開放
	地域で活動する人材が力をつける取り組みを支援	・地域リーダーやコーディネーターの育成 ・組織運営等、専門的知識やノウハウの習得機会
	財政基盤の強化を支援し、事務手続きを改善	・資金を自前で効果的に調達するノウハウの提供 ・ひょうごボランティア基金の活用 ・申請方法の分かりやすい表示、窓口の一本化等
活動をつなぎ、広げる	人や活動のネットワーク形成	・事業報告会等を活用した各活動主体の情報共有 ・地域にあったつながりを形成し広範な地域に活動拡大 ・企業、大学と活動団体が出会う場の設定 ・500人委員会等OB、OGと活動リーダーとのつながり
	地域ぐるみ、地域固有の取り組みを支援	・コミュニティビジネス等の展開支援 ・専門家の派遣等、県民同士による議論と合意形成の支援 ・地域特性を配慮した市町との役割分担と連携
	中間支援機能を持つ組織・団体を支援	・ボランティアプラザを中核としたネットワーク形成 ・先行NPO等による地域での中間支援機能の発揮 ・災害ボランティアの活動に備えた平時のネットワーク
	各地域での総合的な支援拠点の充実	・県民局圏域の地域づくり・生活創造活動支援拠点の充実

参画と協働の展開方向

4. 参画と協働による県行政推進の方向(県行政参画・協働推進計画)

県民と情報を共有する	主体的に選択できる情報を分かりやすく迅速に提供	・印刷物の効果的な配布や編集方法の工夫、ITを活用した双方向性 ・地域内の身近な機会での情報提供
	県行政の評価・検証への県民参画の促進	・県施策の推進状況や成果等の公表 ・インターネットアンケートや県民モニター制度
県民と知恵を出し合う	県民提案の具体的な取り組みの推進	・県に提案、提言する機会 ・県民意見提出手続制度の一層の周知、浸透
	審議会などへの県民の参画機会の拡充	・審議会関連情報の広報 ・広範な県民ニーズの把握とその変化に対応した政策形成
県民と力を合わせる	県民の主体性を生かした多様な協働の展開	・県事業での県民の主体性 ・県民と県がともに地域課題への対応を検討し、協働する取り組み
	公民協働のルールに則った取り組みの推進	・責務と姿勢を明確にし、説明責任を果たす透明性の確保
	推進員など多様な主体の連携を支援	・虐待など、深刻な課題への察知能力の向上 ・推進員活動の周知

5. 参画と協働の推進に向けて

- (1)目に見える形での展開~地域協働の推進~
- (2)推進体制の整備
県職員の認識向上
全庁が一体となった推進体制の整備
市町との連携を深め、過程を重視した施策・事業を展開